



長野県報

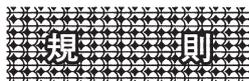
12月14日(水)

平成17年
(2005年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム) 1



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年12月14日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第70号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第36の西駒郷地域生活支援センターの項中

「

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

」

を

「

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
自律支援幹	知的障害者の専門的自律支援の総括掌理

」

に改める。

附則

この規則は、平成17年12月15日から施行する。

行政システム改革チーム